

ファイナンシャル通信

2025 年

7 月号

～気軽に読めて役に立つマネー情報をお届けします！～

特集

生命保険の受取人は「子」が有利な場合もある？

生命保険は、相続対策としては非常に有効な手段のひとつです。生命保険では、一般的に受取人を「配偶者」にするケースが多いですが、相続税の負担を抑えるという観点からは、「子ども」を受取人とした方が有利になることがあります。その理由の一つが、相続税における「配偶者の税額軽減制度」です。配偶者が相続する財産には、「1億6,000万円」または「法定相続分まで」のいずれか多い金額までは相続税がかかりません。このように、配偶者にはもともと大きな非課税枠があります。また、生命保険には「500万円 × 法定相続人の数」という非課税枠が設けられています。この枠は保険金を誰が受け取っても、家族全体で分け合うことができます。ここで配偶者を保険金の受取人とした場合、もともとある配偶者の非課税枠と保険金の非課税枠がかぶる可能性があります。一方、受取人を子どもにした場合では、配偶者は配偶者の非課税枠を、子どもは生命保険金の非課税枠を利用するので、相続税の非課税枠を最大限に利用することができ、結果的に相続税の負担を軽減できる可能性が高まります。

また、将来の「二次相続」まで見据えると、一次相続の時点で子どもにある程度の財産を移しておいた方が、相続税の総額を抑えることにもつながります。もちろん、遺産分割は、納税資金の確保や配偶者の生活資金の準備など、さまざまな観点から総合的に検討する必要があります。保険契約や資産全体の状況を踏まえたうえで、受取人をどう設定するかを戦略的に考えることが大切です。



? マネークイズのコーナー

日本の個人金融資産額は2024年末時点で2,230兆円でした。これは、国別の個人金融資産ランキングでは第何位でしょうか？

- 1 2位
- 2 5位
- 3 10位



(答えは次面にあります!)

△ 今月のお知らせ

【ソニー変額保険契約者の方!!】

ご契約者の方に推奨しているWEB登録ですが、『見方がいまいちわからない』といったご意見を多数頂いてましたので、手順書を作成しました。

また、他で教えない変額保険のマル秘な情報も掲載してますので、

(ここでもしか載せてないデス!)

欲しい方は個別にご連絡頂けたらと思います!



コラム 確定給付年金と確定拠出年金、その違いと注意点を確認しよう！

企業年金には、主に「確定給付年金（DB）」と「確定拠出年金（DC）」の2種類があります。

確定給付年金（DB）は、運用は企業が行い、将来の受取額があらかじめ決まっている制度です。メリットは将来の見通しが立てやすいことですが、企業の財務状況に左右されるため、万が一、業績が悪化すれば、制度の見直しが行われる可能性もあります。転職時は、企業年金連合会へ資産を移し、将来の年金または一時金として受け取るのが一般的です。

一方、確定拠出年金（DC）は、毎月の掛金額が決まっているものの、将来の受取額は運用成果によって変わります。運用次第では資産が増える可能性もありますが、逆に元本割れのリスクもあります。運用商品は加入者自身が選び管理するため、一定の知識や自己責任が求められます。転職時は、転職先にDC制度がある場合は一度現金化して資産を移管します。制度がない場合は、個人型確定拠出年金（iDeCo）に移すことで運用を続けることができます。移管手続きをしないまま放置すると、「国民年金基金連合会の管理預かり」となり、運用が停止され手数料だけ差し引かれる状態になります。この状態が長く続けば、資産が目減りし、将来の老後資金に悪影響を及ぼす恐れもあります。移管の手続きは原則6ヵ月以内に行う必要があるため、忘れずに対応しましょう。

いずれにしろ、自分がどの制度に加入しているのかを確認し、上手に制度を利用していくことが大切です。



A マネークイズの答え

答えは 1

日本の個人金融資産額は、米国に次いで第2位となっています。日本の国力は弱まってきていると言われますが、個人は意外とお金持ち？



編集後記

スタッフの豊島です。御朱印帳が3冊あるのに、よく考えたらお隣岩手がない！とのことで平泉中尊寺に行きました。何度かは行ってるのですが、坂道、地味にやい…（単純な運動不足w）外国の方多く、御朱印帳をお持ちの方も多々。外国の方も日本の神社仏閣が好きな方多いのかな？英語が話せれば語りあいたい(笑)



発行

住まいとお金の相談センター・生活工房Life（ライフ）

〒013-0046 秋田県横手市神明町4-23

お問い合わせは **0182-33-5560** まで！

ホームページはこちら



スマホのカメラで読み込んでね！

<http://www.lifeconsul.com>



代表：高橋 徹